

新たな住宅セーフティネット制度について

背景・趣旨

○住宅確保要配慮者の状況

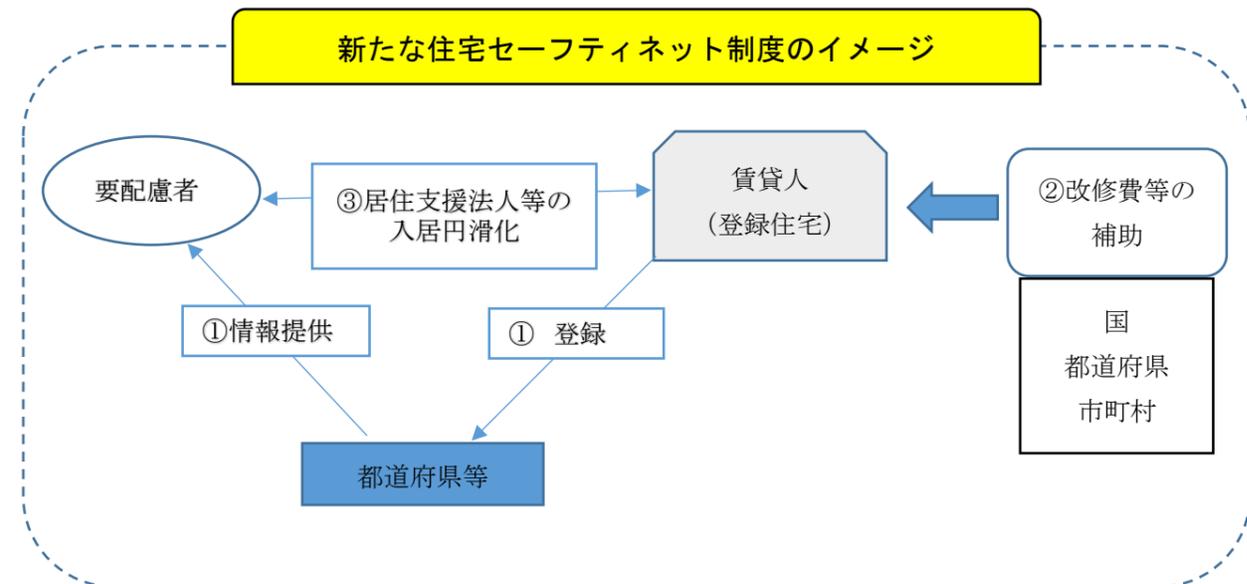
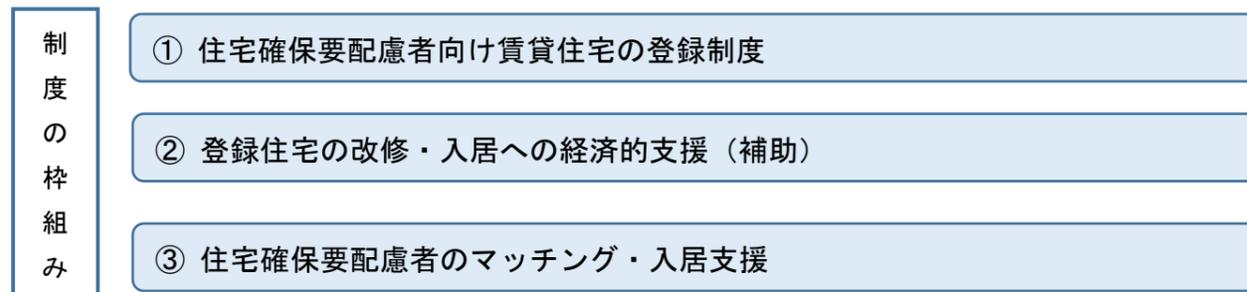
- ・高齢化の進行や若年層の収入減等により、要配慮者数が増加
- ・家賃滞納等からの不安から、貸主(大家)の入居拒否感

○住宅ストックの状況

- ・公営住宅等既存のセーフティネットのストック増は見込めない
- ・民間の空き家・空き室は増加傾向

⇒ 空き家・空き室を活用し、公営住宅等を補完する住宅セーフティネット機能を強化

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律」(平成 29 年 10 月 25 日施行)



制度の対象者

住宅確保要配慮者	様々な事情により、適正な規模、構造の賃貸住宅を確保することが困難な者、又は、災害等の特別な事情により、適正な規模、構造の賃貸住宅を確保する緊急性の高い者	
区分	法律で定める者	①低額所得者 ②被災者 ③高齢者 ④障害者 ⑤子どもを養育している者
	省令で定める者	①外国人 ②中国残留邦人 ③児童虐待を受けた者 ④ハンセン病療養所入所者等 ⑤DV被害者 ⑥拉致被害者 ⑦犯罪被害者 ⑧生活困窮者 ⑨更生緊急保護を受けている者 ⑩大規模災害の被災者 ⑪ 都道府県供給促進計画において定める者

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の県・中核市への登録	登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督
登録基準		
<ul style="list-style-type: none"> ○規模 <ul style="list-style-type: none"> ・各戸 25 ㎡以上(特例で 18 ㎡) ○構造・設備 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性 ・一定の設備(台所、便所、洗面、浴室等) ○家賃 <ul style="list-style-type: none"> ・近傍同種の住宅との均衡 	<ul style="list-style-type: none"> ◇共同居住型住宅の基準 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅全体面積: 15 ㎡×N+10 ㎡以上 (N: 居住人数、N ≥ 2) ○専用居室: 入居者は 1 人、面積 9 ㎡以上 ○共用部分 <ul style="list-style-type: none"> ・居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室 ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね 5 人につき 1 箇所を設置 	

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援(補助)

○賃貸住宅改修費	○家賃低廉化	○家賃債務保証料
50 万円/戸(国のみ) 100 万円/戸(国 1/2+地方 1/2)	4 万円/月(国 1/2+地方 1/2) (最長 10 年)	6 万円/戸(国 1/2+地方 1/2)

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

- 都道府県による居住支援法人の指定
- 生活保護代理納付の推進 等